

## 第2回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

日時 平成15年8月8日(金) 午後1時30分開会

場所 平和町役場大会議室

出席者 会長 服部幸道  
副会長 友松隆利 伊藤勇夫  
委員 吉川 昭 伊藤澄也  
織田克巳 河村三郎  
飯田辰男 野村英治  
天野 晋 山田武夫  
鈴村 清 塩田郁夫  
鈴木恵理子 山内孝三  
中村治男 片山柚美子  
山田 勝 柴田隆史  
堀田裕美 古池庸男  
欠席者 委員 恒川宣彦

### 議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名について
- 4 議事

#### <報告事項>

報告第1号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員の変更について

#### <協議事項>

協議第1号 合併協定項目について

#### <提案事項>

提案第1号 合併の方式について

提案第2号 合併の期日について

提案第3号 新市の名称について

提案第4号 新市の事務所の位置について

#### <意見交換>

- ・ 新市建設計画の構成(案)等について
- ・ 住民懇談会実施計画(案)について
- ・ 合併シンポジウムの実施計画(案)について

- ・ 第3回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員研修会企画（案）について
- ・ 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会だより編集発行計画（案）について

<その他>

- ・ 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議開催予定について

## 5 閉会

事務局（大野紀明 事務局長）

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから第2回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を開催させていただきます。

私は、本日進行を進めさせていただきます合併協議会事務局の大野紀明と申します。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここでご報告を申し上げますが、本日の会議には平和町の議員であります恒川様が欠席をされておりますが、出席委員さんは21名の方でございます。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第8条第2項の定足数を満たしていることを申し添えさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、会長でございます 服部 稲沢市長からごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○会長（服部幸道 稲沢市長）

委員の皆様方には、本日、公私とも大変ご多忙の中、第2回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の議事につきましては、合併協定項目につきましてはの協議をいただくわけですが、その後、合併の基本項目でございます合併方式、また期日につきましては、また新市の名称、新市の事務所の位置についてご提案をさせていただくものでございます。

これら合併に向けました本格的な議論をお願いしていくわけですが、委員の皆様方から積極的にご意見をいただきまして、魅力あるまちづくりに取り組んで参りたいと考えておるところでございます。

委員の皆様のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の開会の言葉とさせていただきます。

どうぞ最後まで、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局（大野紀明 事務局長）

どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。会議の議長につきましては、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第6条第2項の規定に基づきまして、会長が務めることになっております。

以後の議事の取り回しにつきましては、会長にお願いしたいと存じます。

服部会長、よろしくお願い申し上げます。

○会長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。

始めに、議事録署名委員の指名についてでございますが、前回の会議におきまして、ご承認をいただきました稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程第7条第3項の規定におきまして、議事録署名委員につきましては議長が指名することとなっております。

今回の議事録署名委員は、飯田辰男委員、山田 勝委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これより議事に入らせていただきます。

それでは、報告第1号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員の変更」につきましては、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

事務局次長の渡辺義憲です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号についてご報告申し上げます。

資料1ページの方をお願いいたします。

報告第1号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員の変更」につきまして、ご報告申し上げます。

お手元の資料、先ほど申し上げましたように、1ページをご覧ください。

合併協議会委員新旧対照表でございますが、区分欄に1市2町の長及び助役とございまして、7月6日に行われました祖父江町長選挙によりまして、7月21日に友松隆利様が祖父江町長にご就任されまして、また、8月5日に伊藤澄也様が祖父江町助役に就任されたことに伴いまして、お二人に1号委員として新たにご就任いただきました。

そして1市2町の議会議長が指名した議員といたしまして、8月4日に野村英治様が祖父江町議会議長にご就任されまして、2号委員として新たにご就任いただきました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

報告が終わりました。

それでは大変恐れ入りますが、新しく委員になられましたお方からお一人ずつ自己紹介をお願い申し上げます。

○副会長（友松隆利 祖父江町長）

このたび、7月6日の祖父江の町長選挙におきまして、当選させていただきました祖父江の町長の友松隆利と申します。

就任は7月21日からでございますが、どうか今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

○伊藤澄也 委員（祖父江町）

それでは、私、祖父江町の助役でございますが、この8月5日付 をもちまして助役ということで拝命を受けました。

皆様方と一緒にこの問題に取り組んでいきたい、このように思っております。

どうかよろしく願います。

○野村英治 委員（祖父江町）

はじめまして。

今度、私、浅野議長の代わりに新しく祖父江町の議長とさせていただきました野村と申します。

まだまだ未熟ではありますが、皆様方のご意見を聞いて、この合併、大変重要な問題だと思っております。

一生懸命頑張って、よりよい合併をしたいと思っておりますので、よろしく願います。

ありがとうございました。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

ただいま、ご紹介をいただきました委員の皆様方には、合併に向けまして様々な議論をさせていただく中で、忌憚のないご意見をいただきますことをお願い申し上げます。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

協議事項合併協定項目につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

資料ナンバー3でございます。

協議第1号合併協定項目について、別紙のとおり定めるものとする。

平成15年8月8日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

5ページの方をお願いいたします。

この合併協定項目につきましては、「1 合併の方式」以下26区分54項目にわたって、協定項目の方を列挙いたしております。

合併協定項目につきましては、合併に伴って擦り合わせをさせていただきます項目や、各市町が実施している事業、さらには行政サービス、住民負担等の違いを整理、統一をいたしまして、新市の行政運営に反映させるための指針でございます。

合併協定を立案する単位となるものでございます。

一般に擦り合わせをさせていただきます事務事業や制度の項目等につきましては、2,000項目、さらにはそれ以上とも言われておりますが、それらを全部協議会で協議いただくことにつきましては困難でございます。

逆に、市民、町民の皆様にも分かりにくいということになりますので、一般的にこのような合併協定項目ごとに事務事業や制度を賜らせていただきまして、一つの整合性を持った方針を議論していただくという方法が取られているのが一般的でございます。

まず、「1 合併の方式」から「4 新市の事務所の位置」までが基本項目といわれている項目に当たります。

次に、「5 財産及び債務の取扱い」から「24 消防団の取扱い」までが、新市全体に影響が及ぶ制度や事務を対象とするものでございます。

その他の市役所、役場が日常行っております事務事業につきましては、「25 各種事務事業等の取扱い」の区分の中でそれぞれの分野ごとに項目をおこして、協議をお願いするものでございます。

さらにこれに、新市のマスタープランとなります26番でございますが、新市建設計画を加えた26区分54項目の協定項目を単位として、協議をお願いしてまいりたいとするものでございます。

以上でございます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、事務局の説明が終わりました。

協議事項の1につきましては、今、事務局から説明申し上げたとおりでございますが、これに対しまして、ご質問をいただきたいと思っております。

ご質問のある方は挙手をされまして、氏名を述べられた後に市町の名前及び氏名を言われまして、発言をお願い申し上げたいと思っております。

ご質問はございませんか。

いかがでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご質問もないようでございますので、お諮り申し上げます。

協議第1号合併の協定項目につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしとご意見をいただきましたので、ご異議なしと認めます。

従いまして、合併協定項目につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

それでは、提案事項に移らせていただきます。

提案事項、「合併の方式について」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を願います。

事務局。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

資料7ページをお願いいたします。

提案第1号「合併の方式について」

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域をもって新市を設置する新設合併とする。

又は、

中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する編入合併とする。併せて10ページの関連の資料等を含めまして、ご説明をさせていただきます。

ただいま議題となりました提案第1号合併の方式についてご説明申し上げます。

合併の方式につきましては、資料でもご確認いただく中で両案を併記させていただいております。

資料10ページのほうをよろしくをお願いいたします。

合併の方式は、合併協議あるいは事務事業調整の基本となる事項でございます。

合併の方式には、いわゆる新設合併と編入合併とがございますが、資料ではそれぞれの方式のあらましを整理して掲載させていただいております。

まず、新市の名称でございますが、新設合併の場合でございます。

新市の名称を設定する必要もございます。

もちろんこの場合におきましては、関係市町の名称のいずれかを選択することも可能でございます。

編入合併の場合でございます。

編入する市町村の名称が新市の名称となります。

ただし、この場合におきましても条例を改正することによりまして、名称を変更するこ

とが可能でございます。

次に、事務所すなわち市役所の位置でございます。

新設合併の場合、事務所の位置を制定する必要がございます。

なお、この場合、関係市町のいずれかの事務所、すなわち現在の役所、役場を選択することも可能でございます。

編入合併の場合には、原則として編入する市町村の事務所の位置が、新市の事務所の位置というふうになります。

しかしながら、この場合におきましても、条例を改正することによりまして、事務所的位置を変更することは可能でございます。

ただし、上の右にございますように、備考欄にございますように、地方自治法第4条第3項の規定によりまして、この条例改正には出席議員の3分の2以上の特別多数が必要でございます。

続きまして、議員の身分、任期の取り扱いについてでございます。

新設合併の場合におきましては原則といたしまして、市町の議員はすべて身分を失います。合併後50日以内に、新たに設置選挙が行われることとなります。

ただし、合併特例法による特例が設けられておりまして、設置選挙において法定上限の2倍、1市2町の場合につきましては34人でございます、この2倍の68人まで定数を増加して設置選挙を行うことができます。

これをいわゆる定数特例というふうに称してございます。

といたしまして、1市2町の議員60人全員が新市の市議会議員として、最長2年間でございます。

17年3月1日合併の場合に申し上げますと、最長で19年2月の末日まで在任することが可能という内容でございます。

これにつきましては、在任特例ということっております。

これに対しまして、編入合併の場合でございます。

編入される市町の議員が身分を失いまして、編入する市町の議員の身分には影響はございません。

これにつきましても、特例の措置が講じられておりまして、といたしましては、増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、法定上限を超えた編入合併特例定数とすることが可能とされております。

表の中に試算を掲げさせていただいておりますように、稲沢市に祖父江町・平和町を編入する場合には、祖父江町選挙区につきましては、現在の稲沢市の定数28人に人口比例を乗じた6人、同様に平和町選挙区については4人の定数を配分するということとなります。

でございます。

編入される市町の議員が編入する市町の議員の残任期間だけ在任する在任特例を選択す

ることも可能でございます。

この場合におきましては、試算に掲げましたように、稲沢市に祖父江町・平和町を編入する場合には、2町の議員全員が稲沢市議会議員の任期満了でございます19年9月30日まで新市の市議会議員として在任することが可能でございます。

続きまして、首長の身分でございます。

新設合併の場合は、1市2町の市長・町長はすべて身分を失いまして、合併後50日以内に設置選挙を行うこととなります。

これに対しまして、編入合併の場合には編入される市町の首長は身分を失いますが、編入する市町の首長の身分には影響がございません。

続きまして、農業委員会委員の身分及び任期でございます。

新設合併の場合、原則といたしまして農業委員会委員はすべて身分を失います。

合併後、新たに選任あるいは選挙されることとなります。

これにつきましては、合併特例法による特例措置が講じられておりまして、選挙による委員につきましては、80人から10人の範囲で、委員が新市の農業委員会委員として最長1年間在任することが可能でございます。

編入合併の場合には、原則といたしまして、編入される市町の農業委員会委員が身分を失いますが、編入する市町の農業委員会委員の身分に影響はございません。

これにつきましても、同じく特例措置の方が講じられておりまして、編入される市町の選挙による委員につきましては、40人以内で定めた者に限りまして、引き続き新市の農業委員会委員として編入する市町の委員の残任期間、在任することが可能とされてございます。

特別職、すなわち助役、収入役、教育長、各種委員会委員の取り扱いでございますが、新設合併の場合、1市2町の特別職はすべて身分を失い、新市で新たに選任されることとなります。

これに対しまして、編入合併の場合では、編入する市町の特別職に影響はございません。

編入される市町の特別職はすべて身分を失うこととなります。

次に、条例・規則・その他の制度につきましては、新設合併の場合、従来の条例・規則・その他の制度はすべて失効し、合併協定に従って、新たに制度を制定してまいります。

編入合併の場合、編入する市町の条例・規則・その他の制度が適用されますが、もちろんこの場合におきましても、合併協定に従って必要な改正を行うこととなります。

以上が、新設合併と編入合併、それぞれの方式のあらましでございます。

以上、提案第1号合併の方式について、ご説明申し上げました。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、合併の方式につきまして、事務局の方から説明がございました。

ただいまの報告に対して、ご質問がありましたらいただきたいと思っております。

ご質問はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ、天野委員。

○天野 晋 委員(祖父江町)

祖父江町議会の天野です。

今回、合併の方式について、調整の段階で併記という格好になっておりますけど、この内容については私たちもずっと勉強で知ってきたことだったわけですが、調整が至らずに、今回、併記という格好での提案になった経過について、若干でよろしいのですがご説明願いたいと思います。

○議長(服部幸道 稲沢市長)

併記の提案の説明につきまして。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

すみません。失礼をいたします。

併記の提案をさせていただいたという背景につきましては、やはり基本項目の中でも一番重要な事項でございます。

やはり初めからAとかBとか1つの方法ということではなく、両論を併記していただいて、論議をさせていただいたという大きな背景がございました。

既に先回でもご説明を申し上げましたように、提案をさせていただいて、次の時に協議を願うというそれぞれの審議の仕方でございます。

ですから今回につきましてもこのような形で提案をさせていただきまして、それぞれの市町へお戻りをいただいて協議をいただく中で、次の27日に予定をさせていただいております協議会のところでは、具体的に審議をいただくという流れでございます。

そのような背景等も踏まえまして、いわゆる併記という形で提案をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

○天野 晋 委員(祖父江町)

そうしますと、27日の協議会の場合でも併記のままで論議をすると、こういうことにな

りますか。

それとも新たな提案の方が、具体的の絞り込んだ提案がなされるのか。

そこらへんをお願いします。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

今日、これで提案をさせていただくということでございますので、実際の具体的な協議につきましては、27日にそこでいろんな角度から協議をいただいて、方向づけをしていただくのが流れたというふうに理解をいたしております。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。よろしゅうございますか。

他に委員の皆様方から、ご意見、ご質問がありましたら。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ、河村委員。

○河村三郎 委員（稲沢市）

稲沢市議会の河村でございます。

今、2つの問題、併記というふうにおっしゃっているわけではありますが、合併の手法というものが、要するに編入合併か新設合併か、この2つの内1つを選択するということですね。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

このことにつきましては、次の段階等の関係もございますから、当然のことというふうに理解いたしております。

○河村三郎 委員（稲沢市）

ここで今、2つの問題が提起されておりますが、それぞれの市町で意思表示はしなくてもよろしいですか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

これはですね、当然、一番、先ほど申しました重要な事項でございますから、いろんな角度から論議していただくことが、当然のことというふうに理解いたしております。

○河村三郎 委員（稲沢市）

それではですね、私どもは、編入合併という形でお願いをしたいと思います。  
以上です。

○山田武夫 委員（平和町）

会長さん、すみません。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、山田委員。

○山田武夫 委員（平和町）

平和町の山田でございますが、私ども平和町は、新設合併でお願いしたいと思っております。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

だいたい、新設、編入、それぞれご意見があるわけでございます。

われわれ首長のところにも係る部分がございますが、やはり、新設、編入の意見は首長の間でも議論はされているところでございますが、首長限りでまとめることが非常にしにくくございます。

新設の場合には首長の選挙が前面に出てくるところでございますので、そうした点も踏まえて、首長同士の意見調整もさせていただかなくてはなりません、そうしたことも踏まえて、またご意見を頂戴してまいりたいと思っておりますが、3人の首長の間では、各種の状況で新設でも同意がいただけるということまでは、お互いに確認をしていただいておりますので、首長の選挙については、当初から新設の動きも想定されるということで意見調整しておりますので、ご報告しておきます。

他にご意見ありませんか。

○野村英治 委員（祖父江町）

祖父江町の議長の野村と申します。

今も新設合併、編入合併とありますが、ここに挙げてある項目以外に違いはありませんでしょうか。

他に項目はありませんか。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、事務局が冒頭で説明をしておりますので、若干補足して説明していただきます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

ここに挙げさせていただいて、いわゆる新設、編入と2つの種類しかございません。

項目につきましては、特に議員さん関係、更に詳しい内容がございますが、その他につきましては大きなものはございません。

この見ていただいた資料が、新設、編入のいわゆる違いというふうにご理解をいただければいいというふうにご考えております。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

他にございませんか。

基本的には、この4項目を最初にご審議をいただいて、それから次の段階へ入っていくという、先ほど事務局の説明がありましたように、はい、どうぞ事務局。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

事務局からというのもおかしいのですが、今の時点では、新設、いわゆる編入というのではなく、同じような立場で、今日は説明のほうをさせていただいて、それぞれ持ち帰っていただいた中で次回に協議をお願いすることで、今日は提案をさせていただいて疑問点の方をお答えするというのが本来の形かというふうにご理解をいたしております。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ、吉川委員。

○吉川 昭 委員（稲沢市）

稲沢の助役の吉川です。

ただいま、稲沢の河村委員からは編入、また平和の山田委員からは新設というようなご意見がありましたので、この2つの方法についてはですね、ここでなかなか論議しても決まらない問題だと思います。

それで一度、各市町に持ち帰って、よく十分協議した中で、次回の中で各市町の結論づけたような方向が出れば、そのような方向で検討されることを希望するわけでございますけれども、お諮り願いたいと思います。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、吉川委員のほうからお話のように、ご意見が提案されておりますけれど、理事者サイドの委員さんではなくして各種団体の委員さん方のご意見もいただければ幸いです。

いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、それでは天野委員。

○天野 晋 委員(祖父江町)

祖父江の天野ですけれど、私ども議会で今回特別委員会を作って協議するわけですが、その特別委員会の中で、たとえば編入だ、新設だという格好で決まってしまうと、なかなかこの協議の場においていろんな調整とかそういうことができかねる状態になってしまって、それ以外であると私たちは退席しなければならないのかと、こういうふうな格好になって協議が成立しない部分が出てきますので、一応こういう併記の形での提案がなされたということで、私どもは祖父江町に帰りまして協議をしていきたいと。

それで、結論づけるようなまとめ方というのが、非常にこの協議会を蔑ろにする、こういう懸念がありますので、その辺りは祖父江町議会としても協議をしながら、どうしても決めろという格好になったら仕方ありませんけれど、そういう格好で協議に参加していきたいな、という感じを現在のところ持っております。

○議長(服部幸道 稲沢市長)

今、天野委員からそうした意見をいただいておりますけれども、他の委員さん方。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

○山内孝三 委員(祖父江町)

祖父江町の山内孝三です。

方式につきましては大変重要な問題でございますので、もう少し時間をいただきまして、次、またその次ぐらいというような形で、もう少し協議を重ねていただきたいと思いますが。

○議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、山内委員のほうから、もう少し時間をいただきましてもう少し協議を深めていただくと、それぞれの市町でというご意見のように受け取りました。

そのようでもよろしゅうございますか。

そういう意見がございますが、皆様方のご意見もいただきたいと思っております。

今、山内委員がおっしゃるように、時間をかけてこの問題、4項目につきましては協議

をしていただくという方向で進めさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

そのように、それでは進めさせていただきたいと思いますが、あとまだ、この項目も、この編入、新設だけでなくして、2号議案の合併の期日についてもこれから説明させていただこうと思いますのでよろしく申し上げます。

事務局。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

提案第2号。11ページでございます。

「合併の期日について」

合併の期日は、平成17年3月1日とする。

13ページ、提案理由でございます。

1 市町村の合併の特例に関する法律に規定する特例措置の適用を受けることができる期日とする。

2 合併協議の結果を住民に対して十分に周知し、理解を求めるとともに、住民の意向を把握するための期間を確保する。

3 法手続きに必要なかつ十分な期間を確保する。

4 合併に向けた準備の期間を確保する。

合併の期日は合併協議の基礎となる事項でございます。その期日を前提として、事務事業、あるいは制度を調整していくというふうな形になります。

現在の合併特例法に定められた特例措置の適用を受けるためには、平成17年3月31日までには合併が成立をしている必要がございます。

一方、合併協議会における協議が終了した後、各市町におきましては、合併協議の結果を住民に対して十分に周知をさせていただきまして、理解を求めるとともに、合併に向けた住民の意向を把握し、最終的な意思決定を行う必要がございます。

提案は、このような意思決定のための期間と、それに続く法手続き及び合併準備をする期間を適正に見込んだものでございます。

なお、合併に伴って廃止される市町につきましては、打ち切り決算を行う必要がございます。

この決算は、出納整理期間が設けられておりませんので、支払事務が集中する年度末日に合併期日を設定することには、事務的な困難が伴うことが予想されるという内容でございます。

続きまして、次の15ページでございますが、最近の合併事例における協定書の調印以

降、合併までに要しました期間を表という形でまとめさせていただいております。

特に合併につきましては、合併協議が終わりましたら、合併が成立するまでにはたとえば電算システムの整備とか、各種例規の整備等、具体的にいわゆるその新市の発足に向けた多くの準備事務業を行う必要がございます。

これらの作業の多くにつきましては、経費等も伴います。

通常、市町村が市町村合併する意思を明確にする市町村議会合併議決以降、所要の補正予算を編成いたすなど具体的な準備を行っていくのが通常でございます。

それらのことを踏まえまして、表にもございます、1市2町の場合では、概ね240日程度の具体的な準備期間として確保させていただきたいとする提案でございます。

さらには、市町村議会の議決から、官報告示に至る法手続きに要する期間を、概ね120日程度と見込んだ内容で提案をさせていただいております。

以上、説明の方を終わらせていただきます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、事務局の方から、第2号の合併の期日についてご説明をさせていただきました。

この問題につきまして、ご質問いただきたいと思います。

ご意見ありましたらお願い申し上げます。

ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご質問もないようでございますが、この期日の問題につきましては、質問を閉じさせていただいてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

続きまして、「提案第3号 新市の名称について」を、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

提案第3号「新市の名称について」

新市の名称は、稲沢市とする。

併せて、21ページの提案説明の方もお願いいたします。

提案第3号 新市の名称について、ご説明申し上げます。

新市の名称は稲沢市とする。

提案理由でございます。

1市2町の合併が住民生活や地域の社会経済活動に及ぼす影響を最小限のものとするという内容でございます。

新市の名称をどのようにするかにつきましては、住民の皆さんにとっても住所などの変更を通じて、住民生活や社会経済活動に大きく影響する事項でございます。

現在の祖父江町、平和町の住民の皆さんにつきましては、合併によりまして2町が新市の一部になることから、新たな名称、1市2町の名称のいずれかを採用する場合におきましても、中島郡祖父江町、中島郡平和町から新市への名称へと住所を変更する必要が生じてまいります。

これに対しまして、名称に「稲沢市」を採用する場合に限りまして、合併の影響を受ける住民を全体の26%にとどめるものでございます。

以上が提案説明でございますが、この新市の名称につきましても「稲沢市」で提案をさせていただいてございますが、これにつきましても十分ご協議、検討いただく内容であるというふうに考えるところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局の説明が終わりました。

「稲沢市」ということで提案がされておりますが、この問題につきましても、また委員の皆様方のご意見を頂戴いたしたいと思っております。

ご意見ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

○天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江の天野ですけど、協議するにあたりまして、稲沢市というこの地域では一番大きなところから影響が一番少ないのを選択されたとありますので、そういうことも1つの材料になろうかと思っておりますけど。

私、大変不勉強なものですから、「稲沢」という名前がどういう歴史的な経過で生まれたのかご説明していただけますと、祖父江に帰って説明しやすいので、その点、よろしくお願いたします。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

資料の 22 ページのところの説明の方は省略をさせていただいたわけですが、22 ページ、稲沢、祖父江、平和につきまして、それぞれの「市町の由来」ということで、簡単にまとめさせていただいております。

稲沢市につきましては、明治 20 年の合併の際、当時の稲葉・小沢両村名の 1 字ずつをとって稲沢村としたというのが、現在の稲沢の背景でございます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

他に。

それからもう一つ、30 年に稲沢の場合は 4 市町が町村合併しております。

これは、大里、千代田、明治村、稲沢町という 4 町が 30 年の合併をしまして、稲沢町を誕生させておるわけでございますので、その経過も併せて報告をさせていただいております。

他にご意見ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

野村英治 委員（祖父江）

祖父江の野村と申します。

この名称についても、新聞紙上でもいろいろ問題になりまして、アンケート等いろいろなものが出されていると思いますが、そういう中で、やはりまだまだこのことについては議論の余地がかなりあるものと思うものですから、そういう方法も含めて一度考えていただくと、我々としても祖父江町に帰っても説明ができると思うのですが、そういうことについて考えていただける方向で、いただけますでしょうか。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ご意見として、今、発言がされておりますが、他の委員の皆さん方からもご意見いただきたいと思っております。

ただいま、発言の中は先ほどその新設、編入のご意見がありましたように、併せてその問題も次の時までにというご意見をとらせていただいでよろしゅうございますか。

他の委員の皆さん方、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それではただいまお聞きのように、名称の問題につきましても、ひとつ皆さん方の市町、

それぞれご意見調整していただきまして、方向づけをお願いいたしたいと思います。

この新市の名称につきまして、ご意見もないようでございますが、ただいま申し上げましたようにさせていただいて、よろしゅうございますか。

それでは、次回まで、またこうした名称につきましても、ひとつ皆さん方のご意見を調整していただきたいと思います。

次に、新市の事務所の位置につきまして、第4号議案が出ておりますので、ひとつ事務局の方、説明をして下さい。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

資料29ページをお願いいたします。

提案第4号「新市の事務所の位置について」

新市の事務所は、稲沢市稲府町1番地に置く。

提案説明をさせていただきます。

資料31ページをお願いいたします。

これにつきましては、新市のいわゆる市役所を現在の稲沢市役所の位置とするという提案でございます。

地方自治法第4条第2項の規定に基づきまして、現行の1市2町の事務所のうち、いわゆる交通の事情、その他官公署との関係において最も優れる場所に新市の事務所を置くことにより、住民の利便を図るためであるという提案理由でございます。

市町村の事務所の位置につきましては、先ほど申し上げましたように、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払う必要があることとされてございます。

現在の稲沢市役所につきましては、交通アクセス面では地域の幹線道路である西尾張中央道と南大通線との交差点の位置にあり、名鉄名古屋本線あるいはJR東海道本線へのアクセスが可能であります。

また名鉄バスの停留所からも至近に位置しております。

他の官公署との関係におきましても、現在の稲沢市役所付近におきましては、名古屋法務局稲沢出張所、稲沢郵便局、稲沢警察署が立地をいたしております。

このように1市2町の現在の役所・役場のうち、交通の事情や他の官公署との関係において、最も優れた場所に新市の事務所を置くことによりまして、住民の利便の確保を図るものという提案理由でございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、4号議案の説明が終わりました。

事務所の位置につきましてのご説明、事務局のほうで説明をさせていただきました。

これに対しまして、ご質疑ございましたらいただきたいと思います。

ご質問はございませんか。

ご意見ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり。)

それでは、ご質問もないようでございますので、新市の事務所の位置につきましては、ただいま、事務局が説明しましたとおり、稲沢市の現在の場所へ置くということに方向づけさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

○天野 晋 委員(祖父江町)

祖父江の天野ですけれど、至極当然な位置に条件としてあるわけですが、ただ、祖父江サイドから見まして、市役所がこの地になるということになりますと、非常にアクセス上、これは、建設計画絡みの問題になるかも分かりませんが、アクセスの関係で、祖父江から稲沢の市役所に行くのに大変交通のアクセスが今以上に悪くなる、こういう懸念がありますので、至極当然とは考えますけれども、そういうことも考慮されて、今後の新市建設計画等を考えていただければ十分ではないかと思えます。

○議長(服部幸道 稲沢市長)

申されますことは先ほどの協議のように、次の機会までお互いに勉強させていただきたいと受け取らせていただいてもよろしいですか。

他の委員の皆さん方、ご発言いただければ幸いかと思えますが。

意見はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

それでは、どうぞ。

○鈴木恵理子 委員(稲沢市)

稲沢市の鈴木ですけれども、何か今ちょっと見ていると、資料のとおりどんどん進んでいるように感じまして、私、稲沢市としては、もともとそれほど変化がないというのを見受けられたので、何も意見はそんなにはないのですが、やはり、祖父江町と平和町さ

んの皆さんのお気持ちを考えると、ちょっとあまりにも速く進みすぎているような、やはり住民とかいろんな方と、もう少しご説明なり、中でももう少しやっていただいて、やはりこの合併というのは住民にとっても大きな問題なので、もう少しやさしさのある合併でいていただきたいな、というふうに感じました。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

今、お話をさせていただいているように、決してこれサイドで進むわけではございませんけれども、この基本4項目だけは早く決めて、方向づけをして諸手続きに入っていて、皆さん方に次の協議も進めていただかなければならないという事情等がございますので、ただいまお願いをしましたように、4つの項目につきましては、やはりそれぞれの市町でよく検討していただいて、次の協議会におきましては方向づけをしていただかないと、これから先に進めていく事務事業の中の基本的な事項でございますので、そうしたご理解をもって、次の協議会にはご出席いただくようお願いを申し上げ、またそれぞれの市町でも方向づけをお願いしていきたいというふうに、会長としてはお願いをするわけでございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げ、ただいまの意見につきましては、やはり次の協議会までに、ひとつ方向付けをお願いしたいと願うところでございます。

他にご意見ありましたら。

はい、事務局。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

すみません、会長。

ちょっと最初の、いわゆる若干説明不足の面があたりだと思っておりますが、今日はそれぞれでございますように、提案をさせていただくということで、疑問の部分だけを今日はそれぞれ事務局の方からご説明させていただいて、次にその提案したものについて協議をいただくということでございますので、そこで次の時にすべて、例えば決定だというものは決してございません。

やはり、対等な1市2町の皆さん、対等の立場の中でいろんな角度から論議をしていただくという前提の提案でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。事務局のご理解、していただきましたか。

それでは、他にご意見ありましたら。

なければ、今、4号議案それぞれ4つの提案をさせていただきましたが、ひとつ引き続き皆さん方のご協力のほどを、お願いを申し上げる次第でございます。

それでは、若干時間も過ぎておりますが、次に移ります前に、暫時、休憩させていただくこととしたいと思います。委員の皆さん方のご意見ありますか。

休憩をさせていただくこととして、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、暫時休憩をさせていただきます。

( 10分間休憩 )

○議長(服部幸道 稲沢市長)

休憩前に引き続き、会議を開かせていただきたいと思います。

それでは、意見交換に移らせていただきますが、まず、新市の建設計画の構成案につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

資料33ページから、37ページ、38ページにわたりまして、一括説明を申し上げます。

まず、新市建設計画の構成案でございます。

新市建設計画の構成案につきましては、資料33ページをご覧いただきたいと思います。

新市建設計画の協議の進め方でございますが、最終計画案がまとまりました時点で、協議会においてご承認をさせていただくこととさせていただきます。

現在、それぞれの項目ごとに分科会や専門部会で検討しております計画素案を、今後、項目ごとに協議会、この場所に提出をさせていただきまして、意見交換を行っていただく中で、委員の皆様のご意見をお伺いし、正案を調整していく計画でございます。

それでは、最初に、新市建設計画の名称でございますが、資料の中に四角で囲った中に記述がしてございますように、先進事例といたしましては二通りがございます。

まず一つは、「新市建設計画」をそのまま使用しているものもでございます。

これを採用いたしました場合、案 でございますが、「稲沢市・祖父江町・平和町新市建設計画」という形になろうかと思えます。

もう一つは、「まちづくり計画」という名称を採用する事例や、「まちづくりビジョン」とするものがございます。

案 のように、「稲沢市・祖父江町・平和町合併まちづくり計画《新市建設計画》」とするものや、「 シティ創造プラン《新市建設計画》」とするものなどが考えられます。

今後の検討課題というふうに考えてございます。

次に34ページでございますが、「新市建設計画の構成(案)」につきまして、ご説明を

申し上げます。

構成案につきましては、概ね計画の目次を表したものでございまして、この項目に沿いまして計画作りをしていくものでございます。

項目の1は序論でございます。

「(1)合併の必要性」、「(2)計画策定の方針」で構成をいたしております。

「(1)合併の必要性」は、日常生活圏の拡大や小子高齢化など背景を整理した内容で、もう1冊、資料集ということでお付けをいたしておりますが、別冊の検討基礎資料にまとめてございます。

「(2)計画策定の方針」につきましては、前回、7月8日の協議会に素案の方を提出させていただきます。

次に、2につきましては、地域の概況でございます。

(1)につきましては、「位置・面積」、「(2)自然環境」、「(3)人口・世帯数」、「(4)歴史・沿革」、「(5)産業」の5項目の構成で整理した内容で、別冊の検討基礎資料にもまとめてございます。

3でございます。

主要指標の見通しでございます。

計画の指標といたしまして、10年後の人口や世帯数を推計し、示させていただくものでございます。

市町の総合計画で人口目標が示されてございますが、策定年次から社会情勢の変化等を加味いたしまして、想定をするものでございます。

4でございます。

まちづくりの基本的な考え方でございます。

「(1)まちづくりの基本理念」、「(2)まちづくりの基本方向」。

次、36ページでございますが、「(3)新市の将来像」、「(4)まちづくりに向けた取組」、「(5)土地利用方針」で構成してございます。

この内、(1)から(3)までについて、今回、素案として提出させていただきます。

この素案につきましては、1市2町の総合計画の記述内容を参考にいたしております。

企画分科会や企画部会での検討を得て、取りまとめたものでございまして、37、38ページに1市2町の総合計画のポイント的な部分を掲げさせていただいたものがございます。

37、38ページに資料がございませうように、全体として、1市2町の将来像のもととなる言葉でございますが、その中には「水と緑、人、交流、創造」に集約した素案となっております。

将来像でございますが、36ページにございませうように、36ページの上の方に掲げさせていただきます「自然の恵みと心の豊かさ 人が輝く 文化創造都市」をめざす

ものでございます。

「(4)まちづくりに向けた取組」でございます。

新市の各分野での課題とそれに対する施策の方向性を明らかにする項目、(5)は新市の土地利用方向を示す内容でございます。現在、内容につきまして検討をいたしておる状況でございます。

ここまでが計画の総論部分でございます。

5でございます。

「新市の施策」につきましては、具体的に主要事業は各分野ごとに明らかにする内容でございます。

「6 新市における愛知県事業の推進」は、文字通り、愛知県が実施する事業を明らかにするものでございます。

「7 公共的施設等のあり方」につきましては、1市2町の公共施設を将来どのようにしていくかについて、基本的な方向を示す内容でございます。

8でございます。

「財政計画」は、新市において実施される事務事業の財政的根拠を示す内容でございます。

以上、新市建設計画の構成案と、一部、素案を説明させていただきました。

委員の皆様のご意見をいただきたいと思いますと考えてございます。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、新市建設計画の構成案につきまして、説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、頂戴いたしたいと思います。

ご質問、ございませんか。いかがでしょうか。

ご意見はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

○天野 晋 委員（祖父江町）

素案がいくつか示されておりますけれど、それ一つだけ、若干の論議の内容をお聞かせ願いたいと思うのですけれど。

新市の将来像として、素案として「自然の恵みと心の豊かさ 人が輝く 文化創造都市」、こういうふうな素案が示されておりますけど、その内容の論議について若干説明をお願いします。

議長(服部幸道 稲沢市長)  
事務局。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

これにつきましては、1市2町の職員によります企画のプロジェクトがございます。

1市2町の職員が、先ほどもご説明をさせていただきましたそれぞれの市町の総合計画の中のキーワード等、あらゆる角度からそれぞれ議論をさせていただきまして、プロジェクトの中で、このような提案をいただいた内容のものを、今回、素案として出させていたいただいたという背景でございます。

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、よろしゅうございますか。

他にご意見ございませんか。

他にご質問もないようでしたら、新市建設計画構成案につきましては、このように進めさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

「異議なし」の声もございますので、そのように進めさせていただきます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

別紙のほうで、新市建設計画検討基礎資料ということで付けさせていただいておりますので、ポイント的にご説明をさせていただきます。

先ほどご説明申し上げました新市建設計画の構成案についての内、合併の必要性に係る部分と、地域の概況に係る部分につきまして基礎的なデータをまとめさせていただいておりますので、ご説明をさせていただきます。

まず、表紙の方をはねていただきますと、まず合併の必要性に関連をいたしまして、1市2町の沿革とさまざまな結びつきにつきましてまとめてございます。

上段に要約してございますが、明治初期の1市2町はほぼ全域が旧中島郡に属してございまして、100余の村に分かれておりました。

その後、明治近代政府の確立、あるいは戦後改革といった社会の大きな変革に伴いまして、市町村も合併を繰り返し、現在の体制を整えてきたという経緯がございます。

現在の1市2町の区域が形成されてから、既に半世紀が経過をいたしております、さ

さまざまな民間分野の活動あるいは国・県の行政が市町の境界を越えて、1市2町を1つの単位として展開されているところがございます。

このような圏域の状況につきましては、左下の表にまとめてございます。

また、1市2町は既にし尿処理、ごみ処理、消防、水道など住民生活の根幹を支える分野で事務を共同処理をいたしております。

このための職員組織は、市町の行政に携わる職員全体の約4分の1を占めております。

右下にグラフがございますが、1市2町の病院職員を除く1,144人の職員のうち、広域事務組合職員が266人、23%を占めているというような状況でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

日常生活圏の拡大についてまとめてございます。

通勤流動でございますが、1市2町におきまして、市町の中での就業者率は、昭和55年以降、次第に低下してきておりまして、平成12年には1市2町のいずれにおきましても、半数以上が既に他の市町に通勤している状況となっております。

このように、既に就業行動は単一の市町の中では完結をしていないという状況になってございます。

これに対しまして、1市2町相互間の通勤流動で見まいますと、いずれの間におきましても、相互の通勤者が増加をいたしております。

また、1市2町は、その立地条件から名古屋市との関係が深いわけございますが、平成2年以降の10年間、名古屋市への通勤者はあまり増加をいたしておりません。

逆に、名古屋市からの通勤流入が増えているという状況にありまして、1市2町の地域の求心性が高まりつつあるという状況が見て取れるかというふうに思われます。

3ページをご覧ください。

同じく日常生活圏の拡大につきまして、購買動向につきましてまとめてございます。

レジャー用品、電化製品といった高額商品の購買動向を見まいますと、稲沢市の市内購買率が、4分の3に達しようとしているのに対しまして、祖父江町の町内購買率は、平成3年から12年にかけて低下して31%、平和町の町内購買率は大型店舗の出店により大きく上昇したものの、なお21.8%にとどまっているというような状況でございます。

1市2町相互間の購買動向を見まいますと、平成3年から12年の10年間に、祖父江町から稲沢市の流入が、25.5%から40.4%、平和町から稲沢市への流入が17.2%から25.0%と増加をいたしております。1市2町が稲沢商圏としての結びつきを深めているという状況でございます。

これに対しまして、同じ時期に、従来関係の深かった祖父江町から一宮市、平和町から津島市、あるいは稲沢市・平和町から名古屋市への購買流出は低下しつつあるという状況でございます。

4ページをご覧ください。

少子高齢化の進展についてでございます。まず、全国的な状況をまとめてございます。日本の出生率は1970年代半ばから、既に人口を一定に保持する水準、すなわち1人の女性の方が生涯を通じて産む子供の数が、2.08前後の水準を大きく割り込んでおりまして、今世紀初頭から始まる、人口減少がほぼ避けられないというような状況となっております。

また、出生率低迷の影響によりまして、世代ごとに人口規模が縮小いたしまして、全体として高齢化が、年々進行いたしております。

わが国の人口ピラミッドは、戦前にはいわゆる富士山型でございましたが、最近では、左下にございますようにいわゆる釣鐘型に移行しておりまして、将来、50年経ちますと、右側にございますように少数の生産年齢人口が多くの高齢者を支えるツボ形へと姿を変えていくものと予想されております。

5ページをご覧ください。

1市2町の現状を見てまいりますと、1市2町の全体といたしましては、全国平均に比べまして、老年人口、65歳以上の人口比率が若干低く、愛知県の平均的な姿と同様に、現在のところ高齢化の進行は比較的ゆるやかであるというふうにいえます。

しかしながら、グラフが上段右に3つ並んでございますが、昭和55年以降20年間の推移を見てまいりますと、1市2町の生産年齢人口、15歳から64歳までの人口の比率は、平成2年から7年までに既にピークを迎え、その後減少に転じております。

一方、老年人口比率は一貫して上昇傾向を示し、20年間で約2倍になっております。

生産年齢人口の減少によりまして経済活力の低下などによりまして、今後右肩上がりの経済成長が望めない一方、高齢化の進行に伴いまして、保健、医療、福祉に要する経費が着実に増加をいたしております。

下のグラフをご覧ください。

左側が平成9年度から13年度までの市町の税収の推移です。

この期間、税収はほとんど変化がございません。

これに対しまして、右側が高齢者保健福祉費を普通交付税の算定ベースで算出したものでございます。

同じ時期に、経費が非常に大きく伸びているという状況でございます。

6ページをご覧ください。

地方分権の進展についてでございます。

社会経済がITの飛躍的發展を背景に、従来の規格大量生産型工業社会から大きく変貌を遂げようとしてございます。

また、地球環境問題やグローバルな社会経済活動の広がりなど、世界的な潮流の変化が顕在化しているというような状況でございます。

こうした中で、これらの変化に対応した地域経済の運営でありますとか、環境共生型の社会づくり、医療・保健・福祉を始めといたしまして少子高齢化への対応、あるいは子供

を取り巻く環境の変化に対応した人づくりなど、対応すべき新たな行政課題が非常に多くなってきました。

このよう状況を背景に、地方分権改革が進展をいたしておりますが、今後につきましては、自立した財政基盤を伴う自治体の確立という方向に向かうということでございまして、今後、地域住民の皆さんに負担いただくものは負担していただく中で、自ら政策を決定し、説明責任を果たしていく分野が拡大するものというふうに考えられます。

7ページをご覧ください、厳しい財政状況についてでございます。

依然として厳しい経済情勢が続く中、平成15年度末には、国と地方を合わせた借金が国民1人当たり540万円に相当する686兆円に上ると見込まれております。

このような財政状況は、先進國中、最悪の危機的な状況にあるというふうに言われております。

1市2町は、これまで行財政の効率化を進めてきたところでございますが、このような厳しい状況を踏まえまして、今後、一層の行政の効率化を進め、行財政システムを将来的にわたって持続可能なものへと大きく改革していく必要があるというふうに思うものでございます。

8ページをご覧ください。

地域の概況といたしまして、主要な指標を取りまとめてございます。

位置・面積でございます。

1市2町は、名古屋駅から10キロから20キロ圏内という立地条件に恵まれておりません。

総面積は70.30平方キロメートルでございますが、右下のグラフにありますように、これを地目別に見ていきますと、農用地及び水面・河川・水路で全体の半分以上を占めております。

大都市近郊にありながら、水と緑に恵まれているというのが1市2町の最大の特徴であろうと考えております。

9ページをご覧ください。

人口・世帯の動向でございます。

現在の市町の区域が形成されました昭和30年代以降の約50年間に、市町の人口は約2倍に達しております。

稲沢市におきましては、昭和30年代から40年代を通じて急激に人口が増加した時期がございまして、昭和50年代以降は漸増の傾向でございます。

祖父江町では昭和30年代以降一貫して漸増しており、大きく人口が変動した時期が、資料を見るとおりございません。

平和町につきましては昭和40年代に大きく人口増加をいたしまして、昭和50年代後半から減少に転じた時期がございまして、最近再び微増傾向というふうになってございます。

続きまして10ページの方をお願いいたします。

世帯数の動向でございます。

1市2町の世帯数は、一貫して増加をしてまいりました。

平成12年の国勢調査では43,912世帯に達しております。

世帯当たりの人員でございますが、右上にグラフがございますが、昭和40年代、1市2町平均で4.93人であった世帯当たりの人員は、一貫して減少いたしまして、平成12年には3.12人となっております。

なお、全国、愛知県の平均は、既に1世帯当り3人を下回って推移しておりますので、それよりはやや世帯の規模が大きいという特徴がございます。

11ページをご覧ください。

自然環境についてでございます。

1市2町の西側には、わが国有数の大河でございます木曾川が流れております。

地域内には、尾張西部の代表的な河川である日光川を始め、多くの中小河川が流れております。

また、左下に海拔高度の表を掲げておりますが、地域を分断するような高低差はなく、生産性の高い平坦な地形に恵まれているという優位性がございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

歴史・沿革についてでございます。

近世以前の歴史と近代以降の沿革について、分けて記載をさせていただいております。

弥生時代以降、1市2町には、多くの歴史的・文化的な資産が残されており、そのような流れについて、簡単にまとめさせていただいております。

時間も限られてございますので、資料は後ほどご覧いただくこととし、説明につきましては省略をさせていただきます。

13ページをご覧ください。

産業について記載させていただいております。

就業構造についてでございますが、1市2町の産業別就業人口割合を見ますと、全国平均に比べまして、第1次産業人口の割合が高く、第3次産業の割合が低いというのが特徴でございます。

また、愛知県の平均と比べましても、若干ではありますが、第1次産業の割合が高いという特色がございます。

しかしながら、昭和55年以降の推移を下のグラフに示してございますが、1市2町においても、第1次産業就業人口割合は次第に減少いたしており、第1次産業、第2次産業から第3次産業へと就業構造が変化しつつあることを示しております。

恐れ入ります。14ページをお願いいたします。

農業についてでございます。

平成13年における1市2町の農業産出額は、105億9千万円でございます。近年

も安定をいたした推移をいたしております。

1市2町の農業産出額は、県内の市町村中、第7位の位置を占めており、尾張地方ではトップに相当いたしております。

平成13年における品目別の内訳を見ますと、種苗苗木類その他が全体の29%を占めており、次いで野菜、花き、米といった順番になっております。

15ページをお願いいたします。

工業についてまとめております。

平成13年におけます1市2町の製造品出荷額等は、5,607億円に上りますが、近年、若干減少傾向にございます。

この額を県内他市町村と比較いたしますと、18位に相当いたします。

知多を含む尾張部で比較いたしますと、一宮市を上回る第7位でございます。

16ページをお願いいたします。

商業についてでございます。

平成14年におけます小売業の年間販売額でございますが、1,261億円でございますが、平成3年から9年までに大型店舗の出店によって急増いたし、それ以降安定した推移をいたしております。

これは、県内で12位に相当し、知多を含む尾張地域の市町村と比較いたしますと第6位、近隣では、春日井、一宮、小牧に続く位置を占めております。

最後に観光でございます。

統計によりますと、観光のいわゆるお客さんでございますが、稲沢市に計上させていただいておりますが、最近数年は数値が減少をしているというような状況でございます。

以上、概略の説明をさせていただきました。

今後につきましては、このような指標を基礎といたしまして、順次計画の総論部分の素案化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

委員の皆様におかれましては、1市2町を特徴づける視点などにつきまして、ご検討をいただき、逐次ご意見をいただきたいというふうに考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、事務局の方の説明が終わりました。

ご意見がありましたら、頂戴いたしたいと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。河村委員。

○河村三郎 委員（稲沢市）

ちょっとお伺いをしますが、今日ご提案されました4つの案件については、やはり市町村合併の基幹をなすものであります。

従いまして、今日は提案ということで私ども意思表示はいたしましたが、それぞれはこれから、それぞれの市町でよくご検討されるわけでありますけれども、いずれにいたしましても、平成17年の3月31日までに合併をしなければ、特例債の支援も受けることができないということであります。

行く先が決まっているわけでありますけれども、今日提案されましたことについては、それぞれの市町の事情もあろうかと思えますけれども、基本的な4つの問題については、いつまでに結論を出していただけるかどうか、それによって今後の合併協議会の進捗度にも影響してくると思うのですが、これについてお考えをお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

基本4項目については、もちろん先ほど委員さんが申し上げられましたように、早く決めて次に進んでいくというような形になるに思います。

今日、4点にいろいろご議論いただいたわけですが、事務局といたしましても、4点の中で、いわゆる合併の方式、新市の名称等については、当然、これは事務局の方でも説明をさせていただいたように、十分ご論議をいただくという格好でございますが、事務所の位置とその他2つにつきましては、私どもご意見をお聞きしておりますと、ここで既にほぼ固まっているかなというふうにも理解をさせていただくような状況でございます。

会長、その辺のところ、どのように。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

先日、3首長さん方で寄っていただきましてのお話の中では、庁舎の位置と合併の期日については17年の3月、また事務所の位置については市役所の現在の庁舎の位置ということで、方向づけをお願いしていただいて、合意に達しておるところでございます。

そうした中で、今日、提案を申し上げ、ご審議をいただく経過の中で、皆さん方にもご了解いただけたら幸いかと考えておりましたが、若干の意見もありまして、これらにつきましても、早い時期にひとつ方向づけをお願いしたいと考えておるところでございますので、よろしく願い申し上げます。

○河村三郎 委員（稲沢市）

10月1日からですか、それぞれのこのことを踏まえて、地域で新市の説明会を開かれるわけでありませけれども、これが固まっていなくてですね、私はどのような方法でお開きになるかなという心配が実はあるわけでありませ。

それから、体制を判断いたしますと、合併をしなければいけないなというそれぞれの市町のご判断だとは思いますが、若干、説明会の手法について違っているところがあります。

名指しで申し上げて恐縮でありますけれども、祖父江町さんについては、住民投票によって住民の意向を聞くということでありませけれども、祖父江町長さん以下、各議員の皆さん方、合併に対して、私は積極的にお考えをいただいておりますということとさせて心配をいたしません、志と反して違うような答えがでた場合、どのような対応をお考えになっているのか、ひとつお聞かせいただければありがたいと思いた。

○副会長（友松隆利 祖父江町長）

それでは、祖父江町の私に対しての質問だと思いたするので、お答えさせていただきます。

今回、この私が町長に立候補したことについては、ご承知のとおり合併問題が最重要問題でございます。

その中で、現在、祖父江の町民においては、この任意協、法定協、ここまでに至る間について、住民に対しての詳細なる意見集約がしていないという、そんな経緯があったのも、これもまた事実であります。

従って私としては、これから行われませ、このまさしく今日提案されております新市計画、それから事務事業約 2,000 項目あると、今、事務局から説明があったわけでありませが、こんな項目をきちんとした形で町民の方に情報をきちんと提供させていただき、そして住民の意見を聞くということとでございますので、ただ、私としての考えの中で、今のご承知のとおり財政の問題、それから地方分権の問題、いろんなことを考えた場合、やはり祖父江町だけではどうてい将来の住民サービスは不可能に近い、そんな気持ちを持ております。

従って、今、言いたように、そういうことをきちんと伝え、また、この町民の方がたの意見を聞くということとありますので、今、住民投票と具体的に出たわけですが、その総意の中の方法としては住民投票ということも考えておりました。

ただ、まだこの情報を町民の方がたがこの内容そのものをしっかりと把握していないというのが現実です、まず、この情報をきちんと提供するのがまず今回の私の役目だと、そんなことを考えておりますので、そんな中で皆さん方の意見を拝聴するということとですので、まだ結論そのものについては、今、河村議長さんが言われたことについてのお答えそのものは、今の段階では差し控えさせていただきますと思いた。

以上でございます。

○河村三郎 委員（稲沢市）

ありがとうございました。

いずれにいたしましても、担当部課の市のあるいは町の職員の皆さん、本当に精力的にこのことについて劣りまとめを伊ただき、問題点を抽出していただき、このことについては深く感謝を申し上げるわけでありますが、昨今の極めて厳しい、今日の説明の中にもありましたが、国あるいは地方自治体のいわゆる借金、本当に莫大なものになっておるわけです。

国家予算の8年分ぐらいの借金があるわけでありすけれど、これをなんとかしなければならぬというのが今の大きな課題であろう、かように思うわけでありす。

従って、私は、いかなる事態になってもこの1市2町の合併、それを避けて通るわけにはまいらないというふうに思っております。

従いまして、今後とも精力的に協議をいただきまして、よりよい方向に進んでいくことをご期待申し上げて、どうかひとつ、それぞれの担当者はやはり市町の首長さんでございます。

説明責任というのは、私は理事者にあると思っておりますので、どうかひとつ市民の皆さん方に、短い時間であるかもしれませんが、十分一つご理解をいただくような説明をしていただきたいということを要望いたしまして、私の意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

どうもありがとうございました。

若干時間が経過しておりますが、ただいま、議題としております新市建設計画の構成案につきまして、委員の皆さん方のご意見ありましたら頂戴いたしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

○副会長（伊藤勇夫 平和町長）

平和町の伊藤でございます。

今、いろんな議論がなされております。

特に今日は4項目を提案されてそれを審議し、いろんな意見が出ております。

私も平和町から議会、それから一般の代表の方々に来ていただいておりますけれども、基本的に4項目を早く早く、これは結構な話ですけれども、少なくともいわゆる合併の方式と名称については、やはり時間をいただかないと、これは住民に説得といひます

か、説得し理解をいただかなければいけませんので、少し時間をいただきたいな、27日云々、努力はいたしますけれども、まだその時に、平和町はこうしますということは言えないかな、こんな気持ちで現在はおります。

そうした中で、事務所の位置につきましては、やはりこの先ほど来、財政云々出ております。

合併して新しい新庁舎を建設、それは将来はあるかもしれませんが、少なくとも今の稲沢市庁舎の位置がやはり中央に値するのではないかなと、そのような気持ちで私は賛成でございます。

また、合併期日、17年3月1日でございますけれども、当然、特例債の期日31日でございますので、合併するとするならば、やはりそれをきちんと精査する中で、将来計画、新市建設計画を立てるといのは、それに間に合わせるためにやるのでございますので、これは3月1日の期日、当然だと、こう思っております。

ただ、事務的に申し上げましたように、いわゆる支払等々が少なくとも31日に合併してその月中に支払いは不可能だから、やはり3月1日かな、このような気持ちですとしております。ただ、先日、いわゆる国の方の総務省からの説明の中で、この10月、11月に国の方としては、そのいわゆる合併期日については3月までに合併協定しておれば、少なくとも4ヶ月か半年間は認められるかもしれないというようなこともございました。

それは、不透明なものを対象にしてやっていくわけにはいきませんので、今日現在の中では17年3月1日、これを基本に進めていただきたい、私はそのように思っております。

稲沢市さんのお世話にもなりますし。

しかし、合併はいわゆる新設合併ですよというようなことで、私ども町民の皆さんもそのような気持ちでたくさんおみえになると思います。

今後のいろんな擦り合わせ事項の中で判断をし、方向づけをさせていただきたい、このように思っておりますので、皆さんの忌憚のない意見をどんどん出し合っていないかな、このように思っております。

以上でございます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

特に基本4項目の内の2項目については、今、町長さんのほうからお話がありました。

こうした意見も踏みながら、事業の進めをさせていただきたいと思えます。

ただいま議題となっております新市計画の問題につきまして、委員の皆さん方のご意見をいただく時間となっておりますが、これらにつきましてはご意見ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

○飯田辰男 委員（稲沢市）

今のところ、皆様のご意見を伺っておりますと、だいたい、合併は必要であるというふうな認識の方が多くはないかなと思っておりますが。

そして期日までにやることも必要でないかなということも、多くの方がおっしゃられているとおりでと思います。

ただ、これまでの説明の中に、事務局からされていなかったことがあるのではないかなと思うのですが。

それは何かといいますと、合併方式によって非常に事務系統が多くなったり少なくなったりするのではないかな、と。

合併方式によっては、事務が非常に遅れる可能性があるのではないかと思うところがあるわけですが、その辺について、事務局の方はどのような予定であるかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

当然、新設と編入、事務的には大きな違いがございます。当然、編入ということであれば、いわゆる片方の所が一箇所生きるわけでございますから、その所の条例はそのまま使うことがございます。

なおかつ特別職等も含めましてそのままという形でございますが、事務、手順、手続きにつきましては、大きな差があるかというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか。

（異議を唱える者あり）

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

先ほど委員さんの方から、具体的にこれとこれはどうかというふうにおっしゃったから、そのようにお答えさせていただいたわけですが、基本的にはやはり並列の形というか、事務的に申し上げますとそういう量的な違いがあるという部分での説明でございます。

以上でございます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、事務局の努力をひとつ期待するところでございます。

今、話題となっております新市建設計画案につきましてのご意見を、今、求めておるところでございますが、これにつきましてはこのように進めさせていただいて、さらに協議を深めていただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますが。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新市の計画案につきましては、今、ご説明をさせていただいたように取り組みをさせていただきたいと考えております。

次に、「住民懇談会の実施計画(案)」につきまして、事務局の説明を求めていきたいと思っております。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

先般来から、住民の皆さんに住民説明会を行っていくということで、事業計画のところでも先般もご説明申し上げました。

資料39ページでございます。恐れ入ります。

特に新市建設計画の策定事業の一環といたしまして、新市の特性とか、主要指標の見直し、新市の課題、基本目標、土地利用方針、施策の大綱等につきまして、協議会におけます検討状況を住民の皆さんに説明をさせていただくとともに、住民の皆さんと委員さんとの意見交換を行う場を設けていきたいというような考えの提案でございます。

これにつきましては、開催時期につきましては、平成15年10月1日から17日の間におきまして、23回開催をするという予定でございます。

この内、9日間につきましては、1日2会場という形になります。

この表の中にご覧のように、稲沢市・祖父江町・平和町、それぞれ小学校区単位で開催をさせていただきまして、稲沢市14会場、祖父江町6会場、平和町3会場という内容でございます。

出席者でございます。1号委員さんにつきましては、開催市町の委員さんがその会場に出席をしていただくという内容でございます。

1市2町の長及び助役さんにつきましては、それぞれの会場に出席をしていただくという内容のものでございます。

2号、3号委員さんにつきましては、できれば開催市町以外のところへ出席をさせていただきまして、1号、2号、3号委員さん、それぞれの会場4名から5名ずつ出席をいただけたらというような内容でご提案を申し上げます。

続きまして、当日の進行でございます。

概ね1時間45分程度の時間を予定させていただきまして、開始は午後7時からの開始でございます。

7時から開催をさせていただきまして、開催市町のトップの方のあいさつをいただきまして、約30分間ほど新市建設計画の骨格等の説明を事務局の方から行わせていただきます。

して、その後、協議の状況とか新市のまちづくりの思い等につきまして、委員さんから報告を願うというところで15分ほど予定をさせていただいております。

特にこの住民懇談会につきましては、住民の皆さんとの意見交換にできるだけ多く時間を取らせていただくということで、7時50分から8時45分ほどの時間の方を想定させていただいております。

続きまして、その他でございますが、住民懇談会を実施させていただいた後、次の資料41ページにもございますが、住民シンポジウムを開催させていただきまして、懇談会の状況を委員さんから発表させていただくなど、総括的な意見交換を予定させていただいております。

続きまして、裏側にそれぞれの開催の一覧表が示しております。

ここで網掛けの部分につきましては、それぞれの出身の市町の部分につきましては、網掛けをかけさせていただきまして、極力それ以外の所にお出かけをいただくというような形で一覧表にさせていただいております。

一番右にございますが、出席日数でございますが、それぞれ2号、3号委員さん等につきましては、3回ないし、4回出席をいただくように計画をさせていただいておりますが、それぞれ委員さんのご予定等の関係がございます。

また別途、日程等には調整をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

「住民懇談会の実施計画（案）」につきまして、説明が終わりました。

委員の皆さん方のご意見を頂戴したいと思っておりますが、2号、3号の委員の方々にもご出席をお願いするような案になっておりますが、委員の皆さん方のご意見も頂戴いたしたいと思っております。

ご質問等ありましたら、お願いを申し上げます。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしの声もございますが、委員の皆さん方にも暇財をかけることでもございます。どうかひとつ、よろしく願いを申し上げます。

それでは、この「住民懇談会の実施計画（案）」につきまして、皆さん方のご協力をお願い申し上げて、次へ移らせていただいて、よろしゅうございますか。

どうも押し付けてしまって申し訳ございませんが、ひとつよろしく願いを申し上げます。

続きまして、シンポジウムの問題も、今、説明がございました。

これに対しましても、ご意見ご質問ございましたら、お願いいたしたいと思っております。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

続きまして41ページをお願いいたします。

「合併シンポジウムの実施計画（案）」についてご説明を申し上げます。

先ほど、住民懇談会を開催した後、それぞれを開催させていただきまして、まちづくりの分野等に活躍されている有識な方をお招きいたしまして、基調講演とかパネルディスカッションによるシンポジウムを開催させていただきまして、合併の情報提供を住民の皆様提供するとともに、今後の1市2町のあり方や新市建設計画の策定に寄与するというような開催趣旨でございます。

「2」の開催日時のご予定でございますが、平成15年10月19日、日曜日でございます。

午後1時30分から午後4時まで。

開催場所につきましては、稲沢市民会館 中ホールを予定させていただいております。

対象者の方につきましては、1市2町の関係者、もちろん合併協議会の委員さん、議員さん、職員、合併に関心のある一般住民の方。

定員が500人となっております。

ご了解をいただければ、今後、PRをさせていただきまして、1市2町の住民の方、より多く参加の方を願うものでございます。

当日の内容でございます。

合併シンポジウム、現在、調整をいたしております。

仮の題といたしまして、「市町村合併 ～1市2町 夢のあるまちづくり～」、このような仮の題を想定させていただいております。

「基調講演 演題」につきましても、現在、調整中でございます。

講師の候補者でございます。

関西学院大学学長補佐の小西砂千夫氏と調整をさせていただく予定になっております。

パネルディスカッション、コーディネーター、パネリストという形で、当然、パネリストにつきましては協議会委員の方4名、1号委員さんから3号委員さん等、市町のバランスを考慮して出席の方をお願いするというような案でございます。

「6 進行」でございます。

概ね、シンポジウムにつきましては、2時間30分の予定をいたしております。

13時30分に開会をいたしまして、13時40分から基調報告、13時55分から基調講演。

途中、休憩を入れまして、14時45分から1時間パネルディスカッションを行いまし、15時45分から質疑応答ということで、16時の閉会ということで、実施計画の（案）という形で提案をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、合併のシンポジウムの実施計画案につきまして、説明をさせていただきました。

これに対しまして、ご意見ご質問ございましたら、頂戴いたしたいと思えます。

ご質問はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしの声もござますので、このように進めさせていただきたいと願うところでござます。

実施計画案につきましては、このように進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、パネリストとしましての意見発表者としていただく委員の方々につきましては、事務局で調整をさせていただきまして、進めさせていただきます。

「第3回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員研修会企画（案）」につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

「第3回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員研修会企画（案）」についてご説明をさせていただきます。

今日は2回目でございますが、協議会終わりましたら研修ということで予定をさせていただいております。3回目につきましては、家庭、地域社会、自治体行政の果たすべき役割の変化と今後の動向ということで、福祉分野における課題と今後の自治体行政が向かうべき政策の方向性に関する情報提供ということで、新市の福祉関連施策のあり方について論議を深めるとということで、研修の方を計画させていただきました。

日時につきましては、平成15年8月27日、午後4時45分から午後6時でございます。

当日は、午後1時30分から合併協議会が開催されますので、それが終わった後ということで、このような時間を設定させていただいております。

次の協議会の場所は勤労福祉会館でございますので、同じように研修会につきましても稲沢市の勤労福祉会館でございます。

対象者につきましては、協議会の委員さんと1市2町の福祉関係の関係部長を出席させていただきます。

当日の内容でございます。

現在調整中でございますが、仮の題といたしまして、「福祉分野における家庭、地域社会、自治体行政の役割の変化と今後の動向」ということで、開催をさせていただきます。

最初に、1市2町それぞれ合併協議の前提の中で専門部会がございます。

専門部会いわゆる厚生部会がございます。

厚生部会長につきましては、稲沢市の福祉保健部長が務めておりまして、部長の方から、1市2町の総合計画における福祉関連の課題についての報告をしていただきます。

続きまして、午後5時から、福祉分野において顕在化している課題と今後の方向性について、日本福祉大学の後藤教授に講話をお願いするものでございます。

17時40分から、質疑応答、講師を交えての意見交換ということで、午後6時の終了予定ということで、研修企画案ということで、報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、第3回の稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員の研修会につきまして、事務局の説明が終わりました。

何かご意見ご質問がありましたら、頂戴いたしたいと思えます。

ご質問はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

他にございませんか。

他にご意見やご質問もないようでございますので「第3回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員研修会企画（案）」につきましては、このように進めさせていただきたい、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

「第3回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員研修会企画（案）」につきましては、このように進めさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会だより編集発行計画（案）」につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会だより編集発行計画（案）」について、ご説明申し上げます。

合併協議の内容を速やかに住民の方に報告をするという前提の中で、年度内に4回の協議会だより、1回の臨時号を予定させていただいております。

それぞれの号につきましては、協議会の終わった内容を速やかに報告させていただくということを予定させていただいております。

この中に、特に「臨時号 10月1日」以下、「基本項目調整結果、A群」と書いてござ

いますが、それぞれの分につきましては、裏に、最初に決定をいただきました、合併協定項目の内容をそれぞれグループ分けしたものでございますのでよろしくお願いをいたします。

以上、協議会だより発行計画につきましてご報告申し上げます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、合併協議会だよりにつきまして、編集発行計画につきまして説明が終わりでしたが、これにつきまして、ご意見ご質問ございましたら、頂戴したいと思います。

ご質問はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご意見やご質問もないようでございますので、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会だより編集発行計画（案）」につきましては、このように進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは次に、「その他」に移らせていただきます。

「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議の開催予定」につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議の開催予定」について、ご報告申し上げます。

第3回協議会。

日時は、平成15年8月27日、水曜日、午後1時30分から午後4時30分の予定で開催を予定いたしております。

場所につきましては、稲沢市勤労福祉会館3階の第2、第3会議室を予定いたしております。

内容につきましては、「合併協定基本項目の調整案について」。

続きまして、「A群調整案について」。

すぐ46ページにそれぞれの文の内容が入っておりますので、ご確認をいただければ幸いです。

次に、「住民懇談会の実施計画の細目について」、「新市計画の特性」、「主要指標の見通し」、「ゾーニング」、「施策大綱検討について」ということを予定させていただいております。

続きまして、協議会終了後、委員研修会ということで、先ほどご報告申し上げましたように、午後4時45分から6時まで予定をいたしております。

次に、第4回協議会でございますが、日時は平成15年10月21日、火曜日、午後1時30分から午後4時30分ということで、場所につきましては、祖父江町総合センター

2階研修室、内容につきましては、すぐ46ページの左側でございますように、「A群調整案」、「B群調整案」についての提案等の関係を、予定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま事務局の説明が終わりましたが、これに対しましてご質問ご意見等ございましたら、頂戴いたしたいと思っております。

○鈴木恵理子 委員（稲沢市）

すいません。よろしいでしょうか。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

○鈴木恵理子 委員（稲沢市）

この資料なのですが、できている部分だけ事前に少しいただくことはできるのでしょうか。協議会の2～3日前でもいいのですが、当日ではなくて。

それは無理ですか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

そのような形になるように、私ども努力をいたします。

○議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか。

それでは、事前に資料が渡るように、ひとつご配慮お願いします。

ほかにご意見はありませんか。

それでは、ほかにご意見もないようでございますので、稲沢市・祖父江町・平和町の合併協議会の会議の開催予定につきましては、このように進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の会議開催予定」につきましては、このように進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日予定をいたしました議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりまして、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、第2回の会議を終了させていただきたいと思っておりますが、先ほどからお話がありますように、4項目の中の2項目につきましては、よろしくご審議、検討いただきますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

事務局（大野紀明 事務局長）

どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、引き続き研修会にご出席をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、時間につきましては、3時45分頃を予定しておりますので、お願いいたします。

それから1点でございますが、ご連絡をさせていただきたいと思っております。

本日、お手元に、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の会長 服部幸道 名で、市町村合併をとともに考える「全国シンポジウム2003」の開催についてということでご案内をさせていただきました。

この件につきましては、8月30日午後1時30分から午後4時まで、名古屋市の公会堂 鶴舞公園のところでございますが、そちらの方で、「全国シンポジウム2003」が催されます。

これにつきまして、ご都合のつくお方につきましては、委員の皆様方でご出席を賜りたいと思っております。

なお、ここに掲げてございますように、8月18日までに事務局の方までご連絡をいただければ、その名簿を送付させていただきますので、ご都合つきましたら、是非ご出席をお願いしたいと存じます。

当日、どのような形でやられるかということですが、これにつきましては、裏のページにございますけれども、趣旨はこのように掲げてございます。

いわゆる合併問題でございます。

それで、日時につきましては、先ほど言いましたように8月30日、午後1時30分から午後4時まで。

場所でございますが、名古屋市の公会堂の大ホール。

これは鶴舞線地下鉄、それからJR中央線鶴舞駅下車ですぐ隣でございます。

それから主催については、ここに掲げてあるとおりでございます、後援も個々に掲げてあり。

裏面につきましては、次第でございますが、このような形で、1時40分から基調講演といたしまして、「地方分権改革の方向」総務大臣 片山虎之助 様がおいでになって基調講演なさる、ということでございます。

それから、2時30分からパネルディスカッションでございますが、「市町村合併とめざすべき地域の姿」。

パネリストにつきましては、ここに掲げてございましたように4名の方でございます。

その中に一宮市の谷市長さんが、パネリストとして出席されるということでございます。

コーディネーターにつきましては、中日新聞社の方でございます。

このようなことでございますので、是非お時間が許しませば、出席をしていただくよう、ご案内申し上げます。

以上でございます。

それでは、研修会の準備が整いますまで15分間ぐらいでございますが、しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

午後3時31分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名捺印する。

平成15年 9月16日

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

議 長 服 部 幸 道 印

議事録署名者 飯 田 辰 男 印

議事録署名者 山 田 勝 印